

2 履修規程

1 山梨学院短期大学履修規程（抜粋）

（履修科目）

第1条 履修する科目は、一般基礎教育科目及び専門教育科目である。

（卒業）

第2条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、一般基礎教育科目については、教養から8単位以上、外国語1単位以上、合計9単位以上及び専門教育科目の必修を含め40単位以上、総計62単位以上を修得しなければならないものとし、かつ、原則としてGPA1.00以上を卒業の基準とする。

（履修科目の単位数の上限）

第2条の2 1年間に履修できる単位数は、学科・年次ごとに次の通り定める。ただし、資格及び免許の取得を希望する者についてはこの限りではない。

学科等	第1年次	第2年次
食物栄養科	40単位	48単位
保育科	40単位	48単位
専攻科保育専攻	40単位	48単位

2 前項の規定にかかわらず、履修登録を行おうとする学期の直前の学期のGPAが3.00以上の者は、成績優秀者として当該学期の履修上限単位数を2単位増加させることができる。

（授業科目の履修）

第2条の3 学生は、毎学期の指定の期間に、その学期に履修しようとする科目について履修登録を行わなければならない。この手続をしていない授業科目については、履修することができない。なお、原則として指定期間以外での履修登録は受け付けない。

2 学生は、登録科目に不備又は誤りのないよう確認のうえ、履修登録を行わなければならない。

3 学生は、登録科目に不備又は誤りがあった場合は、指定の期間内に訂正の手続を行わなければならない。なお、原則として指定の期間以外での訂正の手続は行うことができない。

（学位）

第3条 前条により卒業を認定した者に対して、次の区分に従って短期大学士の学位を授与する。

(1) 食物栄養科 短期大学士（食物栄養学）

(2) 保育科 短期大学士（保育学）

（資格及び免許）

第4条 食物栄養科・保育科で取得できる資格、免許は次のとおりである。

(1) 栄養士

本短期大学卒業資格取得者で、栄養士法施行規則に定める必修の専門教育科目52単位以上を修得すること（取得要件科目及び単位数は栄養士資格の項を参照のこと）。

(2) 製菓衛生師受験資格

本短期大学卒業資格取得者で、製菓衛生師法施行規則に定める必修の専門教育科目930時間以上を修得すること（取得要件科目及び単位数は製菓衛生師の項を参照のこと）。

製菓衛生師国家試験受験には、別途受験料が必要。

(3) 保育士

本短期大学卒業資格取得者で、児童福祉法施行規則に定める専門教育科目必修51単位と選択必修科目9単位以上合計60単位以上を修得すること（取得要件科目及び単位数は保育士資格の項を参照のこと）。

(4) 教育職員免許状

① 小学校教諭二種免許状

本短期大学に2年以上在籍し、62単位（日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位を含む。）以上を修得して、教育職員免許法に定める教科及び

教職に関する科目48単位以上を修得すること（取得要件科目及び単位数は教育職員免許状の項を参照のこと）。「介護等の体験」として「保育実習Ⅰ（施設）」2単位を修得すること。

② 幼稚園教諭二種免許状

本短期大学に2年以上在籍し、62単位（日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位を含む。）以上を修得して、教育職員免許法に定める教科及び教職に関する科目39単位以上を修得すること（取得要件科目及び単位数は教育職員免許状の項を参照のこと）。

(5) 認定ベビーシッター資格

本短期大学卒業資格取得者で、保育士資格に必要な教科目のほかに、全国保育サービス協会が定める「在宅保育」2単位を修得すること。別途登録費用が必要。

(6) ピアヘルパー

本短期大学においてピアヘルパー資格取得要件として指定された3科目（教育相談の基礎、発達心理学Ⅰ、臨床心理学）計6単位を修得し、日本教育カウンセラー協会が行う認定試験に合格すること。

(7) レストランサービス技能検定3級受験資格

本短期大学卒業資格取得者で、レストランサービス技能検定受験資格取得要件として指定された科目を受講し、日本ホテル・レストランサービス技能協会が実施する技能検定に合格すること。（取得要件科目及び単位数は、レストランサービス技能検定の項を参照のこと）。受講認定費用が必要。

(8) スイーツマイスター

本短期大学においてスイーツマイスター取得要件として指定された科目を修得し、実技試験に合格すること。

2 専攻科に在籍している者が、保育科で資格・免許状の取得を希望する場合には、取得に必要な科目の履修を認め、修得単位を認定する。

2 山梨学院短期大学専攻科履修規程（抜粋）

（履修科目）

第1条 履修する科目は、専門教育科目である。

（修了）

第2条 本学の専攻科を修了するためには、学生は2年以上在学し、別に定めるところにより64単位以上を修得しなければならない。

（免許及び資格）

第3条 本学専攻科で取得できる免許、資格は次のとおりである。

(1) 小学校教諭一種免許状

小学校教諭二種免許状の最低修得単位を修得し、かつ、学士の学位を有するとともに、山梨学院短期大学学則第47条第1項の規定によるもののほか、教育職員免許法に定める教科及び教職に関する科目26単位以上を修得すること（取得要件単位数は教育職員免許状の項を参照）。

(2) 幼稚園教諭一種免許状

幼稚園教諭二種免許状の最低修得単位を修得し、かつ、学士の学位を有するとともに、山梨学院短期大学学則第47条第1項の規定によるもののほか、教育職員免許法に定める教科及び教職に関する科目20単位以上を修得すること（取得要件単位数は教育職員免許状の項を参照）。

3 試 験 規 程

(単位認定)

第1条 履修登録した科目は、成績評価の結果、合格と評価されると単位として認定される。

2 前項に定める成績評価は、筆記、レポート、口述、実験、実習及び実技等の試験（対面のほか、オンラインの方途による試験を含む。）によって行う。

(試験の種類及び方法)

第2条 試験は定期試験及び追試験・再試験として科目ごとに行う。

2 前項に定めるものに加え、試験は科目担当教員の判断において随時行うことができる。

3 定期試験は学期末又は学年末に行う。

4 追試験・再試験は、定期試験終了後に時期を同じくして日程を定め行う。

(受験資格)

第3条 次の各号に掲げる事項に該当する学生には、受験資格を与えない。

(1) 学生証の提示がない者

(2) 当該科目の履修登録をしていない者

(3) 当該科目の欠席時数が総授業時間数の3分の1を超える者

(4) 学費等納入金の納付義務を怠っている者

(受験)

第4条 受験の際には、所定の席に着き、学生証を提示すること。

2 遅刻者は原則として受験させない。ただし、試験開始後15分以内で正当な理由のある場合には、監督者に申し出てその指示に従うこと。

3 試験開始15分経過後は入室できない。

(不正行為)

第5条 試験において不正行為を行った者に対しては、その後の受験を停止し、当該科目を再履修させるものとする。

2 不正行為は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 受験資格者以外の人物によるなりすまし

(2) 答案を複数人にて協力して作成する行為

(3) 剽窃

(4) カンニングペーパー等の使用

(5) 試験中の参照物の貸し借り

(6) 持ち込みが許可されていない参照物や所持品の使用

(7) カンニングや私語等を計画的・組織的に行う等の悪質な行為

(8) 試験の実施や他の受験者に著しく影響を及ぼす行為

(9) 試験の実施に際して科目担当教員または監督者の指示に従わない行為

(10) 前号までに掲げるもののほか、教務部長が不正と認める行為

3 前項に掲げる不正行為は、筆記試験のほか、レポート試験等の他の方途においても適用する。

4 不正行為を行った者に対する懲戒は、本学学生懲戒手続規程に基づき、拡大教授会の審議を経て、学長が決定する。

(成績評価)

第6条 学業成績の評価は、④、A、B、C、Dの5段階で行い、④、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。なお、評価は90点以上100点までを④、80点以上89点までをA、70点以上79点までをB、60点以上69点までをC、59点以下をDとする。

2 成績評価の基準に基づき、1単位あたりの成績評価の平均値をグレード・ポイント・アベレージ（GPA）として示し利用する。なお、グレード・ポイント・アベレージの取扱いに関する細則は、別に定める。

(追試験)

第7条 追試験とは、定期試験をやむを得ない理由で受験できなかった場合に、「試験欠席届」を提出し、正当な理由であると認められた者に対して行う試験をいう。

2 「試験欠席届」には、公的機関の証明書及びそれに準ずると認められる証明書の添付を必要とする。

欠 席 理 由	必 要 書 類
忌 引 (3 親 等 以 内) 疾 病 等 交 通 事 故 電 車 等 の 遅 延 就 職 試 験 ク ラ ブ 活 動 そ の 他	会葬礼状(はがき)等 医師の診断書 事故証明書 遅延証明書(駅等で発行) 採用試験を実施した機関(企業)等の証明書類 学生部の証明書類 理由を証明する文書又は証明可能な書類

3 「試験欠席届」は、当該試験実施後3日以内に事務局に届け出るものとする。

4 前項の規定にかかわらず、学生が感染症に罹患し、学長が学校保健安全法に基づき出席を停止した場合などには、学長は届け出期間を別途指定することができる。

5 追試験の評価は定期試験に準ずる。

6 追試験を欠席した者に対し、再度の追試験は実施しない。

(再試験)

第8条 再試験とは、当該科目の定期試験の評価を一時留保のうえ、再度の教育効果の測定を行う試験をいう。

2 定期試験の受験資格を有さない者、定期試験の受験を放棄した者には、再試験の受験資格を与えない。

3 前条に定める追試験の再試験は、実施しない。

4 再試験を欠席した者に対し、再度の再試験は実施しない。

5 再試験を受験した者の学業成績の評価は、CまたはDとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、拡大教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、2024年4月1日より施行する。

試験について

1 登録した科目は、試験の成績評価が④、A、B、Cの場合に、単位として認定する。

2 試験には、定期試験及び追試験、再試験がある。その他科目によっては授業時間中に随時試験を行う場合がある。

3 受験資格は、学則に定められた科目ごとの授業時間数の3分の2以上出席している者に与えられる。本学では厳しい出席制度を設けているので、十分注意すること。

4 試験は、筆記、レポート、口述、実験、実習及び実技等の方法によって行う。(シラバス参照)

5 定期試験、追・再試験の試験時間割は、試験開始の2週間前に掲示によって発表する。平常授業時間とは異なる場合があるので注意すること。

6 受験上の注意

① 試験には必ず学生証を携帯する。

② 学生証再発行手続者には、仮学生証を発行する。

③ 受験の際には、所定の席に着席し、学生証を机上通路側に提示する。

④ 試験開始前に許可のないノート、教科書、参考書等はバックに入れて椅子の下に置く。

⑤ 携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチは必ず電源を切り、カバンにしまうこと。

⑥ 下敷きは原則として使用しない。

⑦ 時間厳守を励行し遅刻しないこと。遅刻者は原則として受験できない。ただし、試験開始後15分以内であって正当な理由のある場合には、監督者に申し出て、その指示に従う。

⑧ 試験開始15分経過後は入室できない。

⑨ 試験開始から30分経過後、監督者の判断により途中退席することができる。

⑩ ノート、教科書、参考書等持ち込み許可の場合、試験時の貸し借りをすべて禁止する。

- ⑪ 試験中に携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチおよび電子辞書等を身につけたり、触ったりしただけでも不正行為とみなす。
 - ⑫ 不正行為が認められた場合、当該科目を含む以降のすべての受験予定科目の受験はできない。
また、不正行為を疑われるようなことを行ったときも、同様の措置がとられる場合があるので注意すること。
 - ⑬ 答えは、例え白紙であっても学籍番号・氏名を明記し、提出する。
 - ⑭ 試験場においては、私語その他不正行為を疑われるような態度をとらない。
- 7 やむを得ない事情で定期試験を欠席した者は、必要書類を添えて期限（当該試験実施後3日以内、ただし感染症に罹患した場合は別途指示する）を厳守し、事務局に届け出る。
- 8 レポート提出について
各授業科目担当者からレポートを課せられた場合は、テーマ、枚数、提出期限、及び提出先を確認し、授業科目、担当教員名、所属学科、学年、学籍番号及び氏名を記入した表紙をつけ、指定された期日までに提出すること。

山梨学院短期大学グレード・ポイント・アベレージの取扱いに関する細則

（成績評価の基準に対する成績の表示及びG P）

第1条 成績評価の基準に対する成績の表示及びグレード・ポイント（以下、「G P」という。）は、次のとおりとする。

区 分	評 価	成績評価基準	G P	備 考
合 格	④	90～100点	4.0	
	A	80～89点	3.0	
	B	70～79点	2.0	
	C	60～69点	1.0	
不合格	D	59点以下	0.0	
	—	試験放棄（試験未受験） 試験受験資格なし	0.0	所定の手続きを経て履修取り消しを行わなかった科目を含む
G P 対象外	R	単位認定科目	—	編入等他大学で修得した科目を本学の単位として認定したもの

（G P Aの算出期間）

第2条 グレード・ポイント・アベレージ（以下、「G P A」という。）は、在学中を累積するもの（以下、「累積G P A」という。）と、年度あるいは学期ごとに算出を行うもの（以下、「年度G P A」、あるいは「学期G P A」という。）とする。

（G P Aの算出方法）

第3条 G P Aの算出方法は、次のとおりとする。

$$\frac{(4.0 \times \text{④の単位数}) + (3.0 \times \text{Aの単位数}) + (2.0 \times \text{Bの単位数}) + (1.0 \times \text{Cの単位数}) + (0.0 \times \text{Dの単位数}) + (0.0 \times \text{—の単位数})}{\text{総履修登録単位数（「R」の単位数を除き、「D」及び「—」の単位数を含む）}}$$

- 2 累積G P Aの算出においては、第1項に掲げる総履修登録単位数には、不合格科目（「D」及び「—」評価）を再履修し合格の評価を得た場合、及び再履修の結果再び「D」及び「—」評価であった場合、それぞれ再履修前の「D」及び「—」評価については算入しない。
- 3 年度G P Aあるいは学期G P Aの算出においては、第1項に掲げる総履修登録単位数には、当該期間の不合格科目（「D」及び「—」評価）を算入する。ただし、再履修した場合は、当該期間の総履修登録単位数に含める。
- 4 G P Aは、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値で算出し、表記する。

- 5 GPAの算出に際しては、卒業要件単位に参入しない科目を含まない。
- 6 前項に定めるもののほか、教育指導効果を考慮して、一部の科目を含まないことができる。
(GPAの用途)

第4条 GPAは、以下に定める用途に活用する。

- (1) 卒業判定
- (2) 履修上限単位数の増加
- (3) 特定の授業科目の履修の制限
- (4) 教員間もしくは授業科目間の成績評価基準の平準化の指標
- (5) GPAが1.20未満の学生に対する個別面談等による学修指導
- (6) 毎学期の個別学修の振り返り及び履修・就学指導
- (7) 学生表彰
- (8) 奨学金
- (9) 専攻科特待生の選考
- (10) その他、学生指導に必要な場合

(細則の改廃)

第5条 この細則の改廃は、カリキュラム委員会の議を経て学長が決定する。

- 2 学長は、第1項の内容を拡大教授会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。